

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部生活衛生課 （ 06-6208-9996 ）
処分課（担当）名	動物愛護相談室
処分の名称	特定動物飼養者に対する措置命令等
概要	特定動物飼養者が環境大臣が定める方法で特定動物を飼養または保管していない場合または、許可条件に違反している場合であって、当該特定動物による人の生命等への危害を防止する必要がある場合には、当該飼養者に対し必要な措置をとるべきことを命じることができます。
根拠法令等 及び条項	動物の愛護及び管理に関する法律第32条
処分基準	特定動物飼養者が環境大臣が定める方法で特定動物を飼養または保管していない場合又は許可条件に違反している場合であって、当該特定動物による人の生命等への危害を防止する必要がある場合
ホームページ	
備考	